

水道料金の改定について（案）
（ 報 告 書 ）

令和 年 月 日

松戸市水道事業運営審議会

目 次

	頁
水道料金の改定ポイント	1
1. 水の使用実態の変化について	2
(1)業務量の変化について	2
(2)水需要の減少について	4
2. 水道料金の比較について	11
(1)市水と県水の水道料金比較	11
(2)近隣水道事業体の水道料金比較	12
(3)千葉県内水道料金比較	14
3. 水道料金の改定ポイントについて	15
(1)ポイント1 料金体系について	15
(2)ポイント2 基本水量制について	17
(3)ポイント3 従量料金について	18
4. 水道料金の改定にかかる意見	21
(1)用途別料金体系の維持	21
(2)基本水量制（1か月10m ³ ）の維持	21
(3)逡増制従量料金の維持	22
(4)2段階での料金改定	22
(5)公衆浴場用料金の維持	22
(6)特別給水用料金の維持	23
5. (新)水道料金の試算	24
附属資料	
松戸市営水道（新）水道料金 早見表	25
諮問書	27
松戸市水道事業運営審議会委員名簿及び審議経過	28

水道料金の改定ポイント

1. 用途別料金体系の維持（P 2 1）
2. 基本水量制（1 か月 1 0 m³）の維持（P 2 1）
3. 逡増制従量料金の維持（P 2 2）
4. 料金改定率 1 7. 7 %（平均）を採用し、その後もう 1 段階
引き上げる 2 段階での料金改定（P 2 2）
5. 公衆浴場用料金の維持（P 2 2）
6. 特別給水用料金の維持（P 2 3）

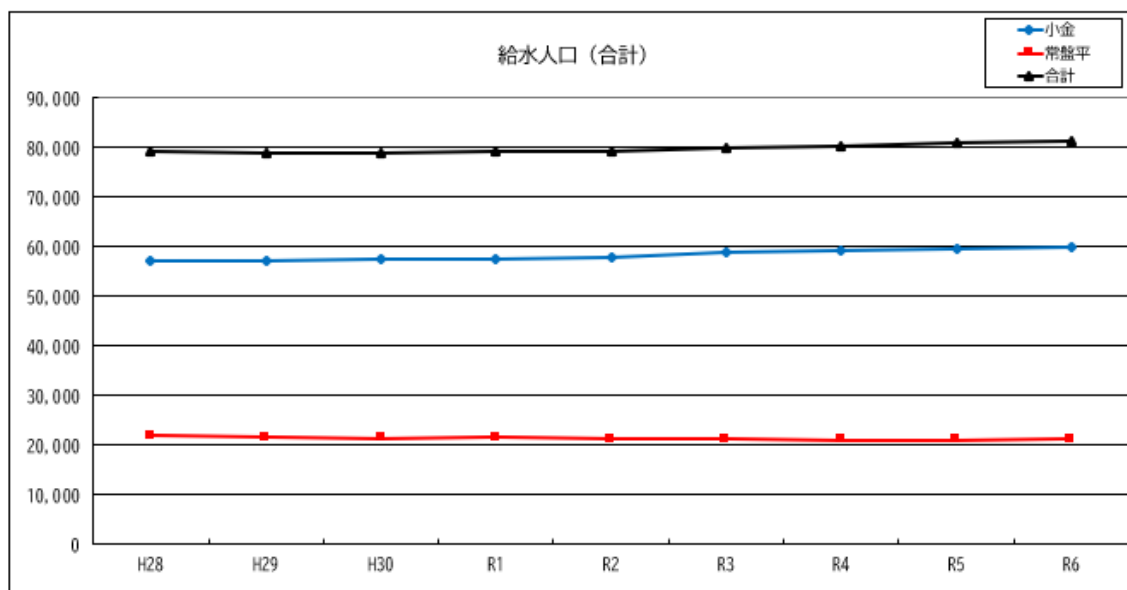
1. 水の使用実態の変化について

経営状況が悪化してきた主な要因として、水需要が減少してきたことによる給水収益の減少があげられます。これまでと比べ、その使用実態が変化してきているためです。

(1)業務量の変化について

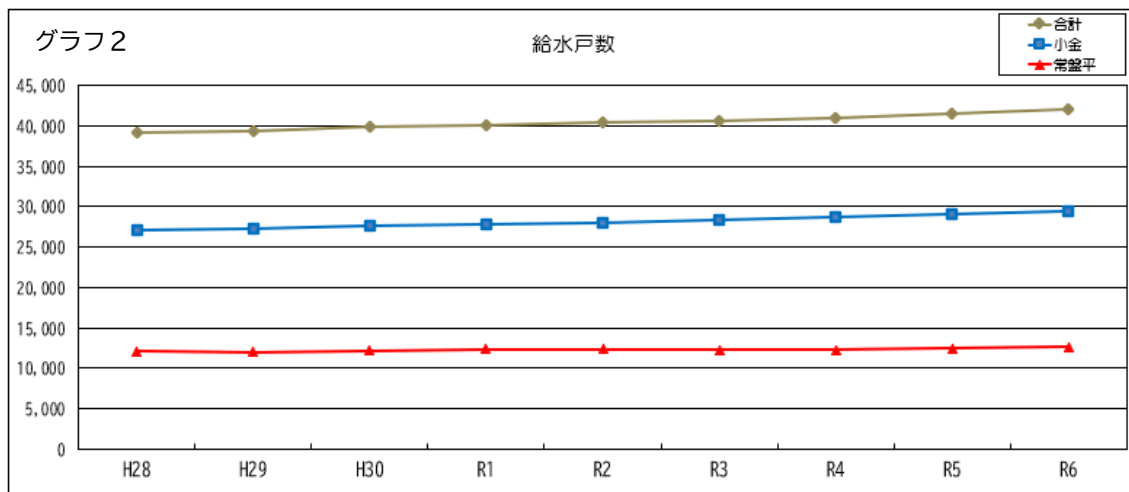
①給水人口の推移

小金地区は微増傾向にありますが、常盤平地区は横ばいに推移しており、両地区合計では微増傾向にあります。令和6年度末現在、小金地区は60,078人、常盤平地区は21,291人、合計で81,369人となります。



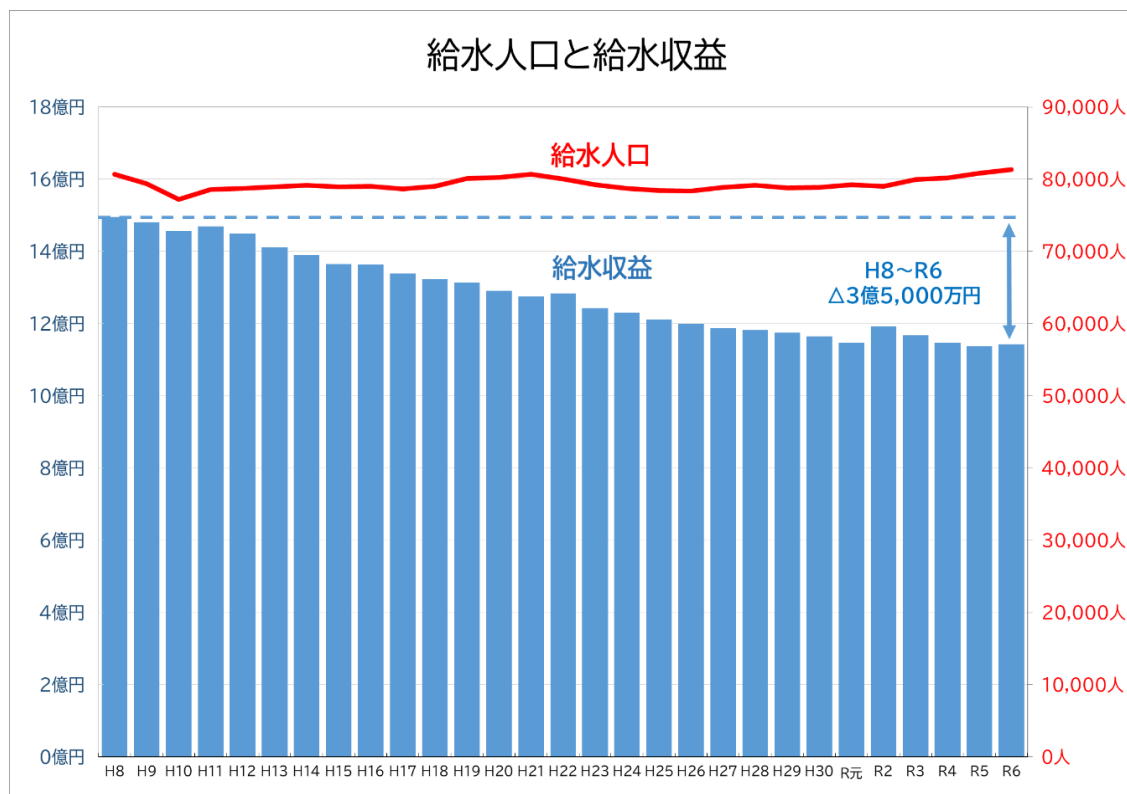
②給水戸数の推移

給水戸数につきましても、給水人口と同じような傾向にあり、小金地区は微増傾向、常盤平地区は横ばいに推移しており、両地区合計では微増傾向にあります。令和6年度末現在、小金地区は29,429戸、常盤平地区は12,613戸、合計で42,042戸となります。



③給水人口と給水収益

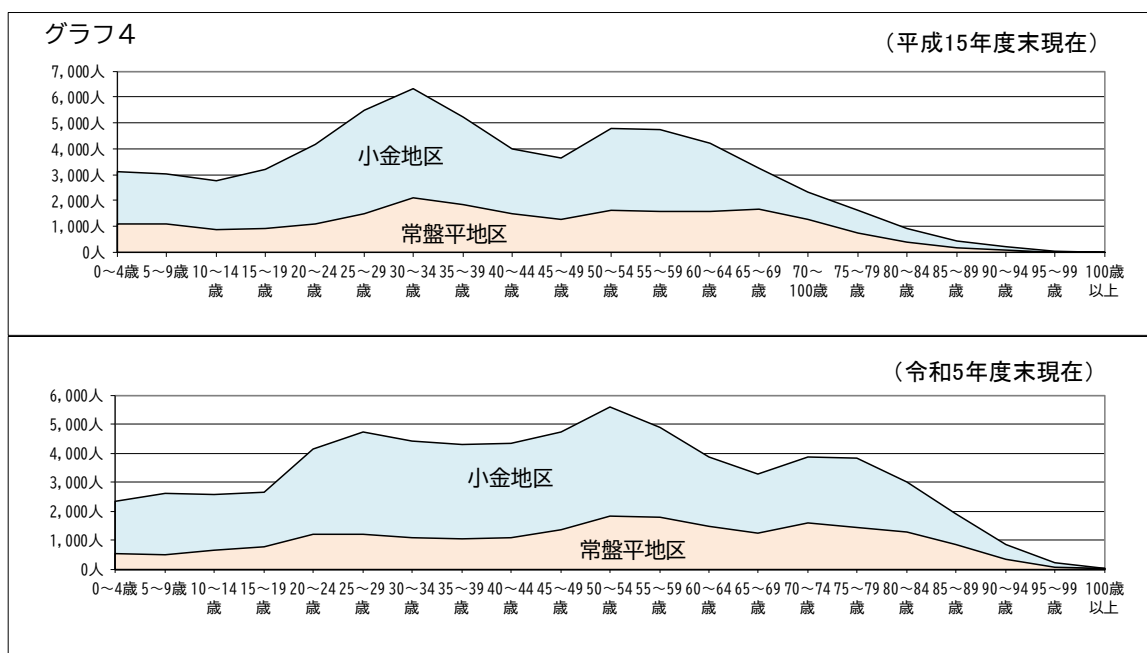
給水人口については、横ばいから微増傾向となっているのに対し、給水収益については、右肩下がりに減少しており、平成8年度から令和6年度までに約3億5千万円減少しました。つまり、一人当たりの使用水量が年々減少傾向にあります。



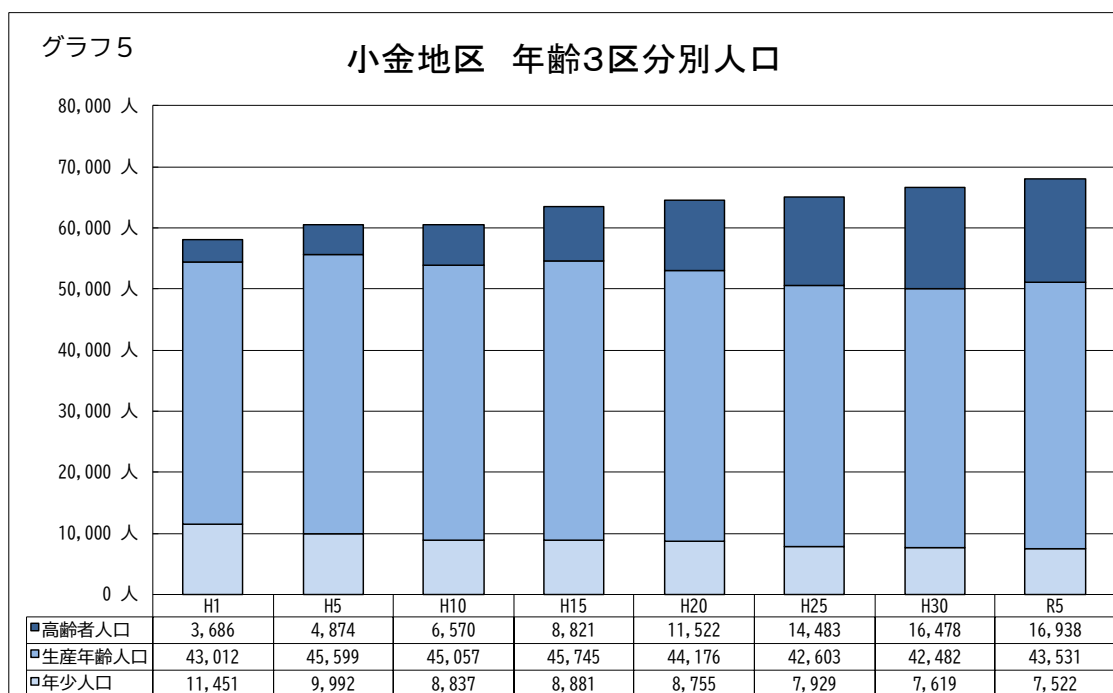
(2)水需要の減少について

①少子高齢化の進展

平成15年度末現在と令和5年度末現在における給水区域内の年齢別人口をグラフにしたものです。全体的に右側に移動してきており、両地区とも少子高齢化が進んでいることが分かります。



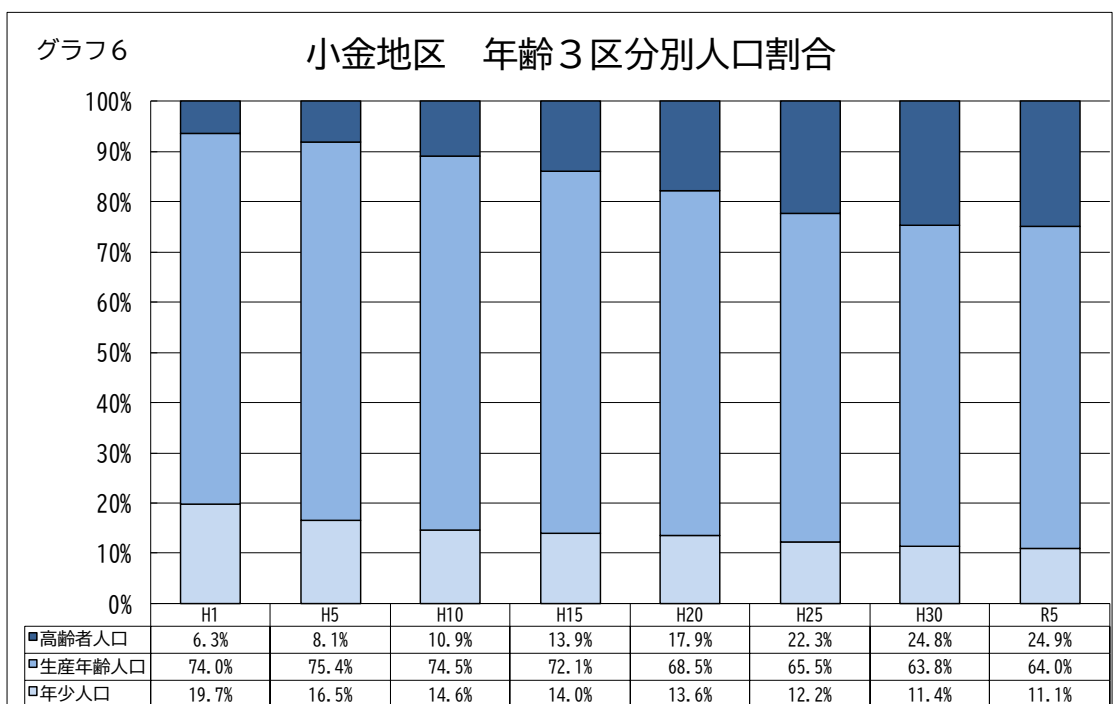
グラフ5は、小金地区における給水区域内年齢階層別人口の推移になります。0歳から14歳までを年少、15歳から64歳までを生産年齢、65歳以上を高齢者と、3つの階層に区分して、その人口推移をグラフにしたものです。平成元年度の高齢者人口は3,686人ですが、令和5年度には16,938人にまで増加しています。一方、年少人口は平成元年度の11,451人から令和5年度には7,522人まで減少してきています。



※松戸市年齢階層別人口統計表より

高齢者(65歳以上) 生産年齢(15～64歳) 年少(0～14歳)

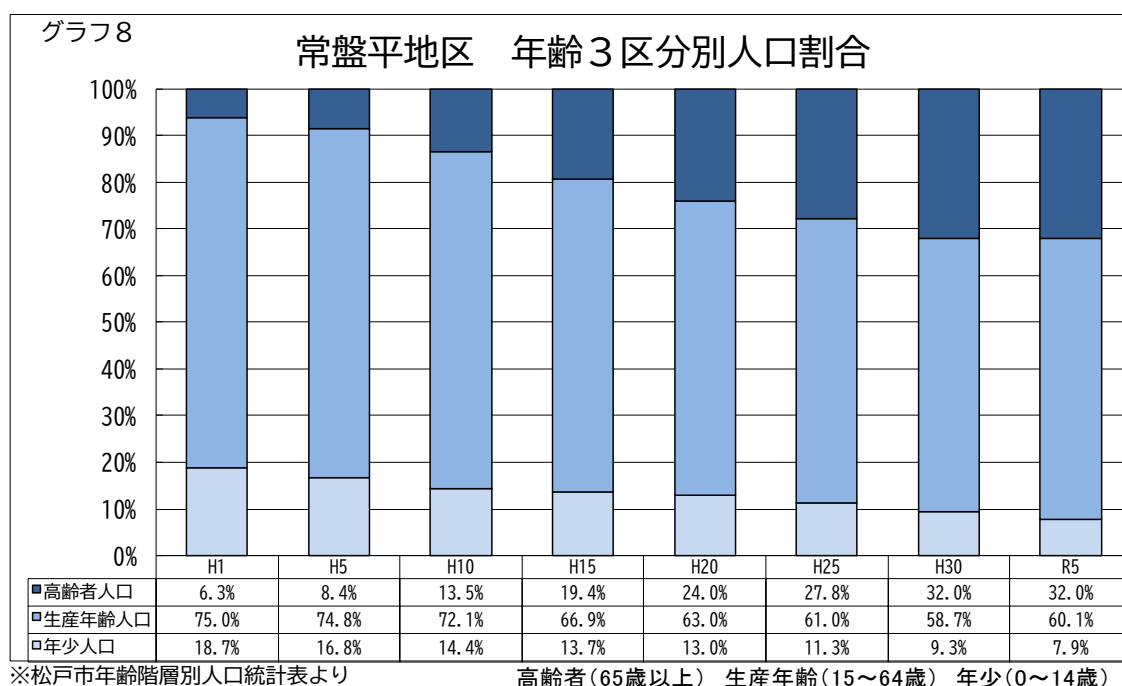
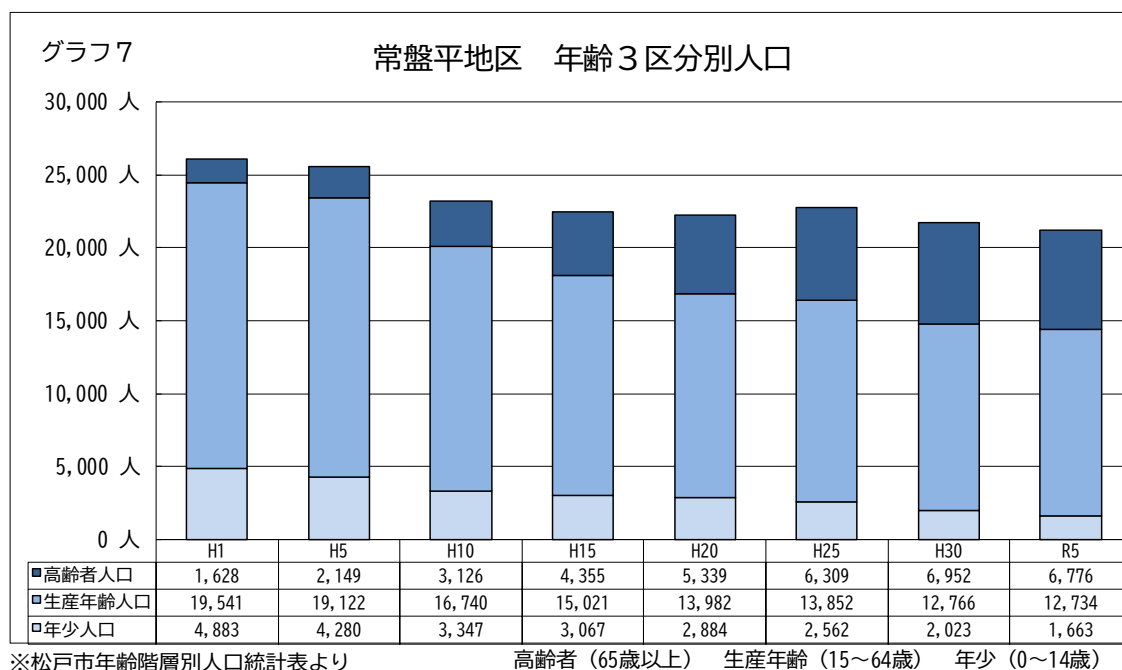
グラフ6は、小金地区における給水区域内年齢階層別人口割合の推移になります。平成元年度の高齢者人口割合は6.3%ですが、令和5年度には24.9%にまで増加しています。一方、年少人口割合は平成元年度の19.7%から、令和5年度には11.1%まで減少してきています。



※松戸市年齢階層別人口統計表より

高齢者(65歳以上) 生産年齢(15～64歳) 年少(0～14歳)

グラフ7は、常盤平地区における給水区域内年齢階層別人口の推移になります。平成元年度における高齢者人口は1,628人ですが、令和5年度には6,776人にまで増加しています。一方、年少人口は平成元年度の4,883人から令和5年度には1,663人まで減少してきています。



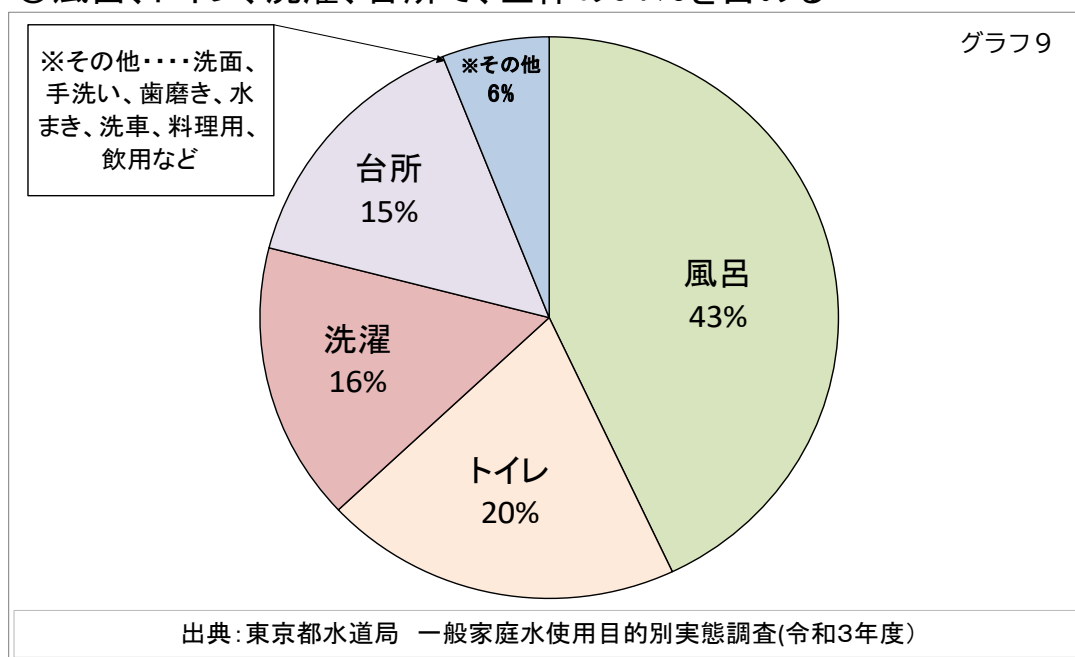
グラフ8は、常盤平地区における給水区域内年齢階層別人口割合の推移になります。平成元年度の高齢者人口割合は6.3%ですが、令和5年度には32.0%にまで増加しています。一方、年少人口割合は平成元年度の18.7%から令和5年度には7.9%まで減少してきています。

少子高齢化の進展が水需要に与える影響は深刻であり、水道事業だけでは解決する事ができない問題です。

②一般家庭における節水型製品の普及

近年、一般家庭において、節水型のトイレや洗濯機などが徐々に普及してきています。家庭で使う水の割合について、東京都水道局が令和3年度に調査した資料によりますと、最も多いのがお風呂で43%、2番目がトイレで20%、3番目が洗濯で16%、4番目が台所で15%、その他で6%という結果となっています。風呂、トイレ、洗濯、台所の4つを合計しますと、実に全体の94%を占めていることになります。

◎風呂、トイレ、洗濯、台所で、全体の94%を占める



そして、この4つの各分野に節水型機器が普及してきていることが、水需要の減少に大きく影響してきていると考えられます。

【風呂】

風呂			シャワー
大	小		
300ℓ	200ℓ	平均使用水量 (1回)	36ℓ (3分)
17,520円	11,680円	年間使用料 (1日1回使用)	2,102円

【トイレ】

従来型		節水型
13ℓ	平均使用水量 (1回)	6ℓ
15,184円	年間使用料 (家族4人、1日5回使用)	7,008円

【洗濯】

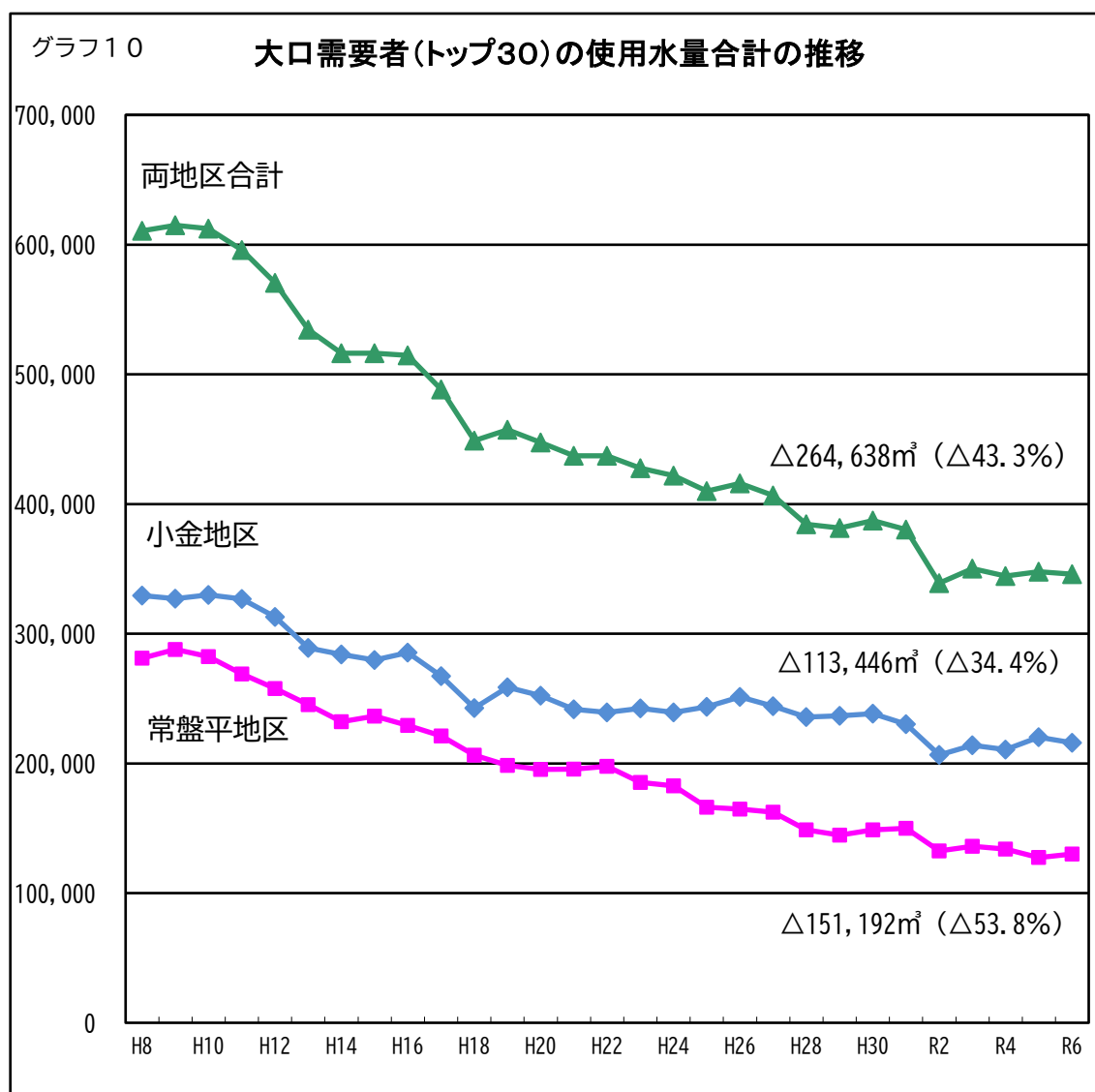
水槽式		ドラム式	ななめドラム式
122ℓ	平均使用水量 (8kgサイズ)	95ℓ	72ℓ
3,562円	年間使用料 (2日に1回使用)	2,774円	2,102円

【台所】

食器手洗い		食器洗い乾燥機
30ℓ (5分)	平均使用水量 (1回)	12ℓ
5,256円	年間使用料 (1日3回使用)	2,102円

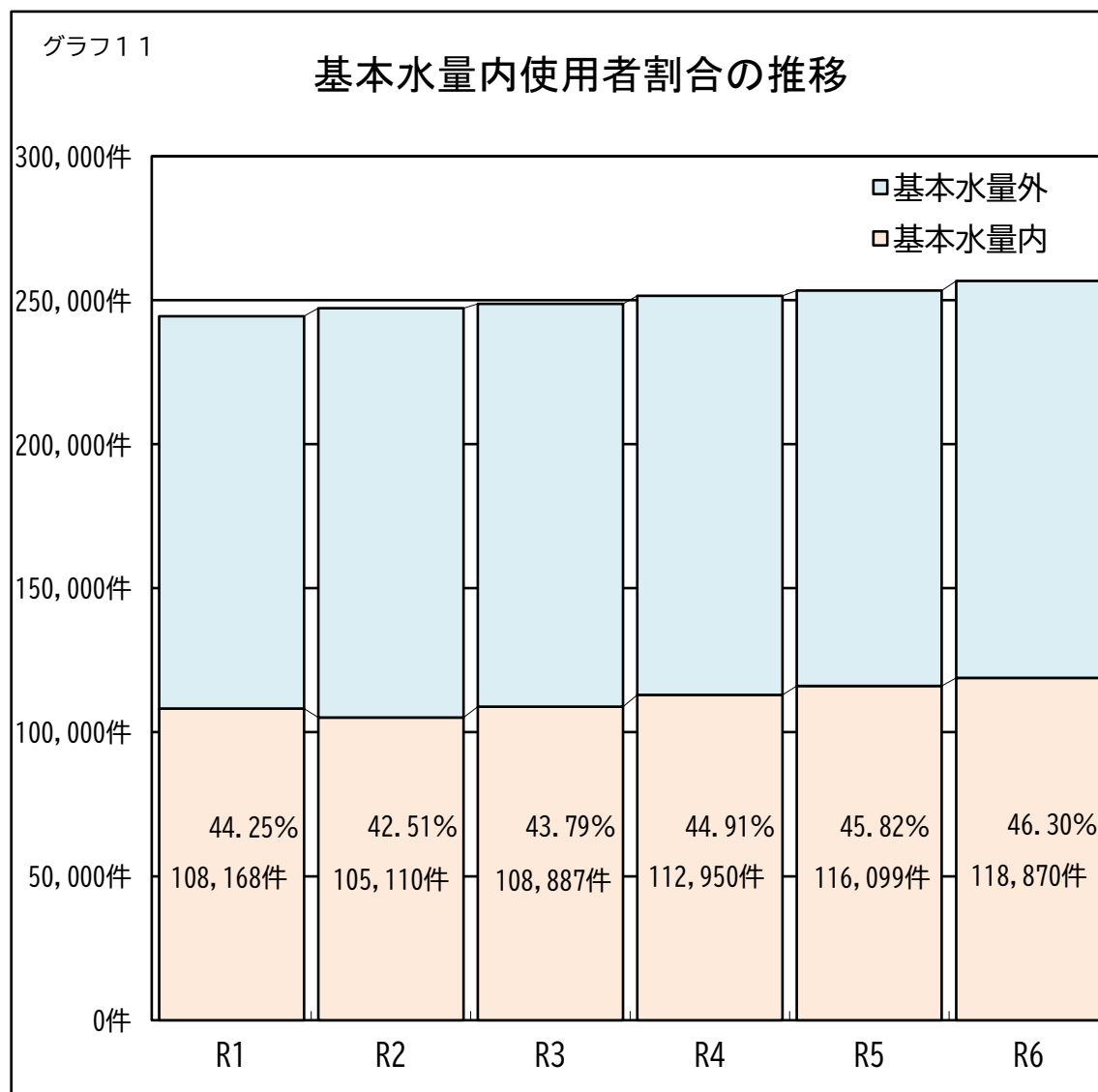
③大口需要者（トップ30）の使用水量合計の推移

大口需要者のトップ30の使用水量合計の推移について、平成8年度から令和6年度までに、小金地区においては113,446m³、率にすると34.4%減少しています。常盤平地区においては151,192m³、率にすると53.8%減少しています。両地区合計では264,638m³、率にすると43.3%減少しています。大口需要者の使用水量が減少してきた理由としまして、地下水利用専用水道への切り替えによる減少が以前ございましたが、現在はそういった例は見受けられず、減少傾向はおさまっています。



④基本水量内使用者割合の増加

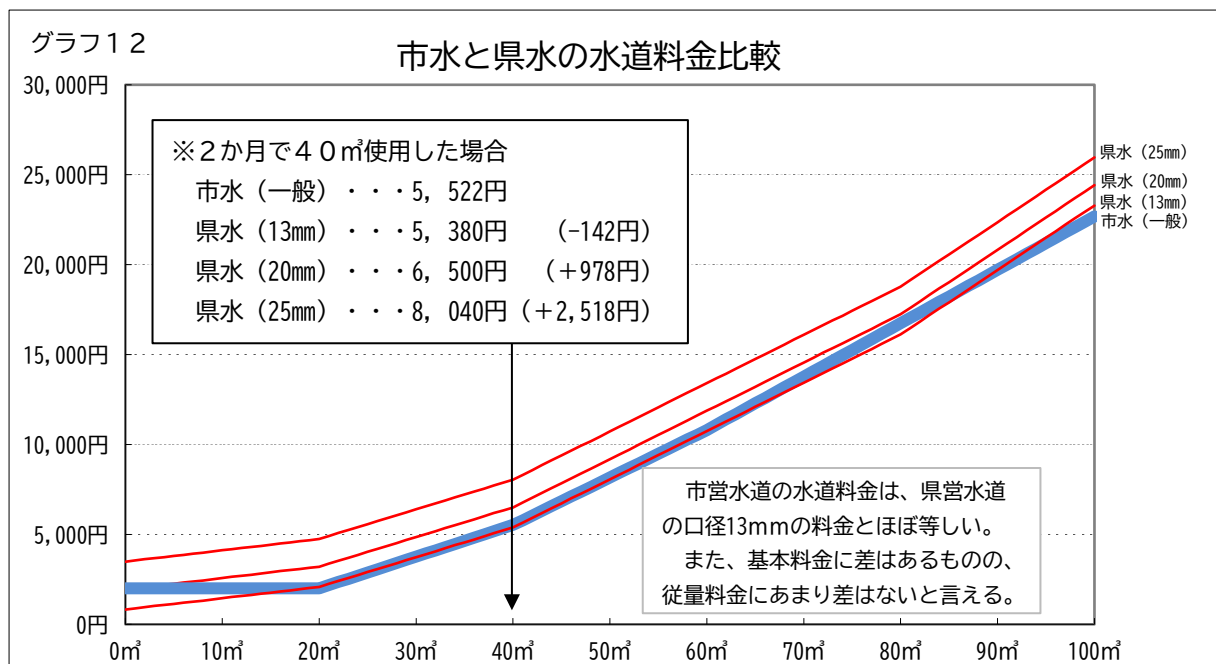
下のグラフは基本水量内使用者割合の推移になります。松戸市営水道の基本水量は1 か月10m³です。1 か月の使用量が10m³以下の人の割合をみると、令和6年度では46.30%と、約半分近くにも上り、少しずつ増加する傾向にあります。



2. 水道料金の比較について

(1) 市水と県水の水道料金比較

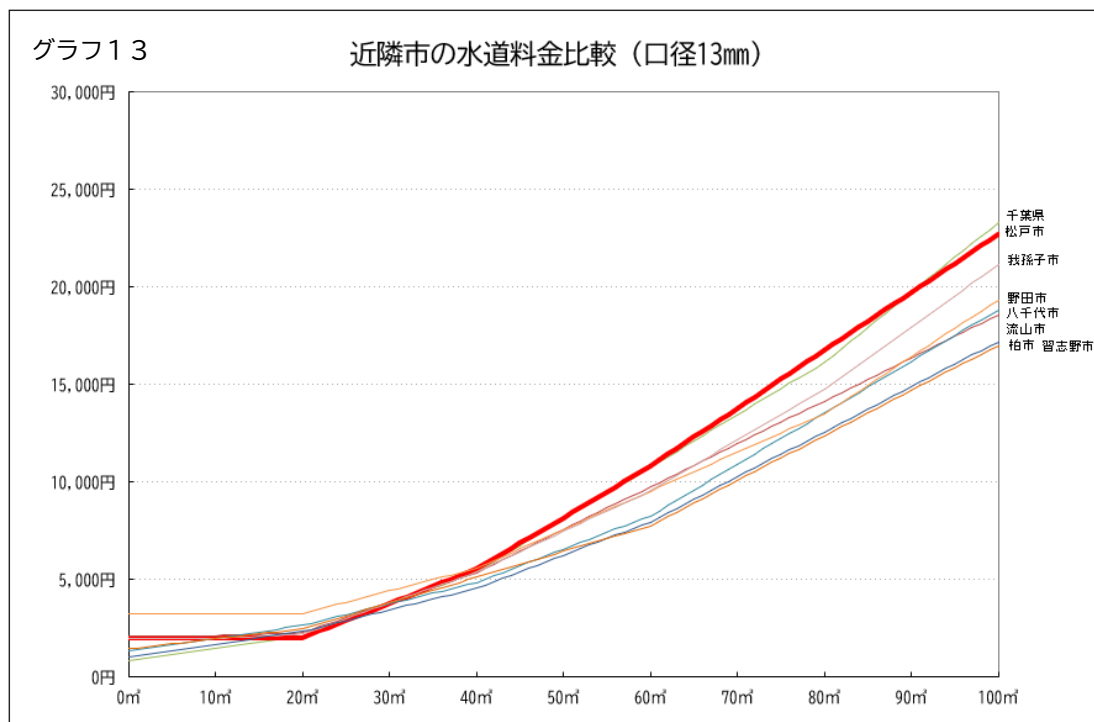
市水と県水の水道料金について、平均的な使用水量である2か月で40m³使用した場合の料金を比較すると、市水(一般用)5,522円に対し、県水(13mm)は5,380円で市水より142円安くなっています。しかしながら、県水(20mm)は6,500円で978円、県水(25mm)は8,040円で2,518円高くなっており、それ以上の口径すべてにおいても、県水の方が上回っています。市水の料金は、県水の口径13mmの料金とほぼ等しく、基本料金に差はあるものの、従量料金にあまり差はないことから、市内における水1m³当たりの単価はほぼ等しく、平等であると言えます。



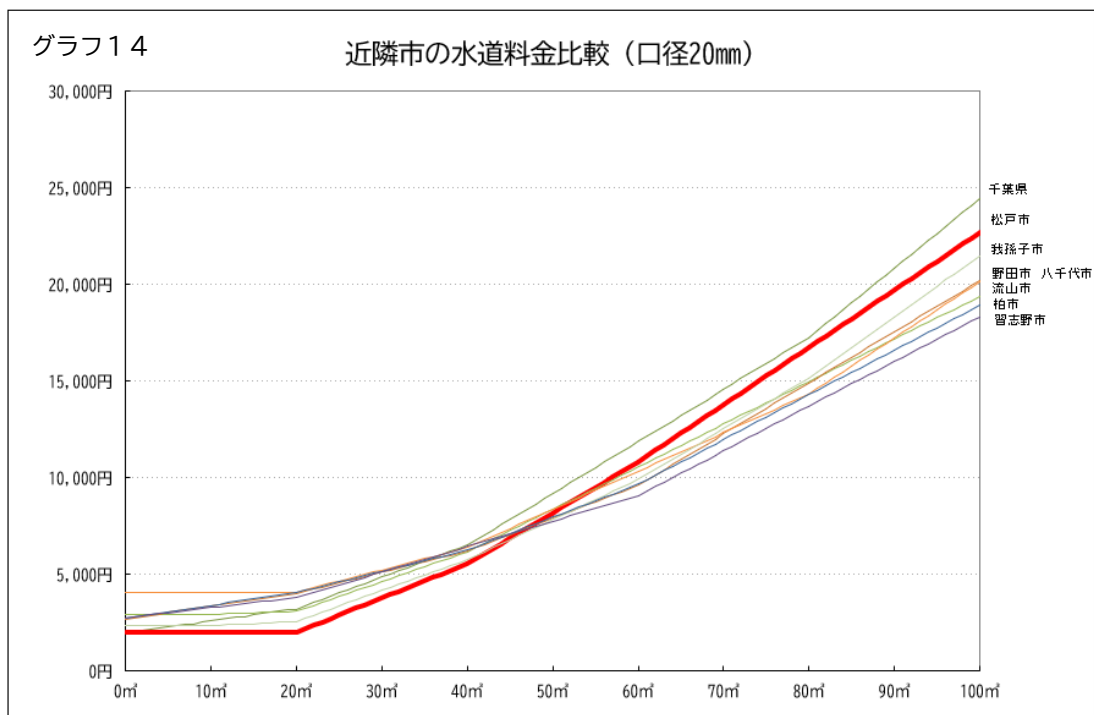
ただし、市水は1か月10m³、2か月で20m³の基本水量制を採用しているのに対し、県営水道は基本水量制を採用していません。市水は2か月で20m³までは基本料金だけで、21m³から従量料金が発生するのに対し、県水は使用した水量に応じて1m³から従量料金が発生します。

(2) 近隣水道事業体の水道料金比較

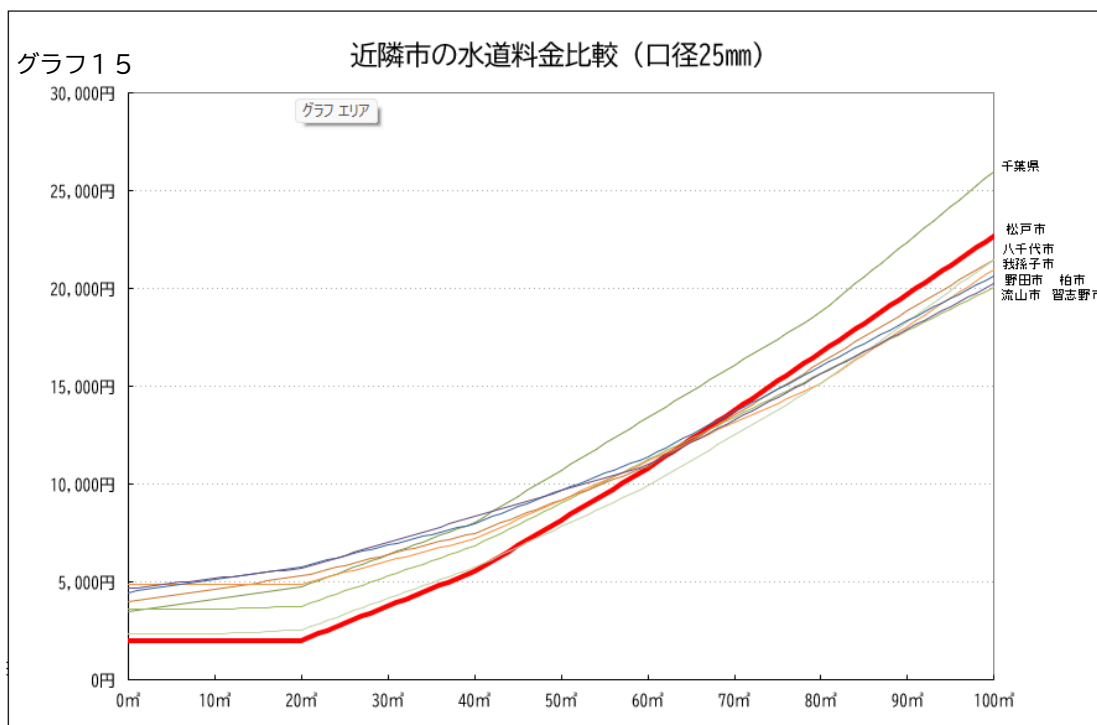
近隣水道事業体の2か月分の料金を比較したものです。松戸市営水道以外は口径別料金体系であるため、口径ごとに比較しました。



※2か月分の水道料金、消費税込み（税率10%）



※2か月分の水道料金、消費税込み（税率10%）



赤い線が松戸市営水道で、用途別料金体系（一般用）であるため、口径にかかわらず同じ料金となります。松戸市営水道以外は口径別料金体系を採用していることから、口径に応じて基本料金が上がっていきますので、松戸市営水道は少量使用であれば、近隣市の中で最も安いとも言えます。ただし、使用水量が増えると千葉県営水道と松戸市営水道の逡増度が高くなり、近隣水道事業体と比較すると、高いと言えます。

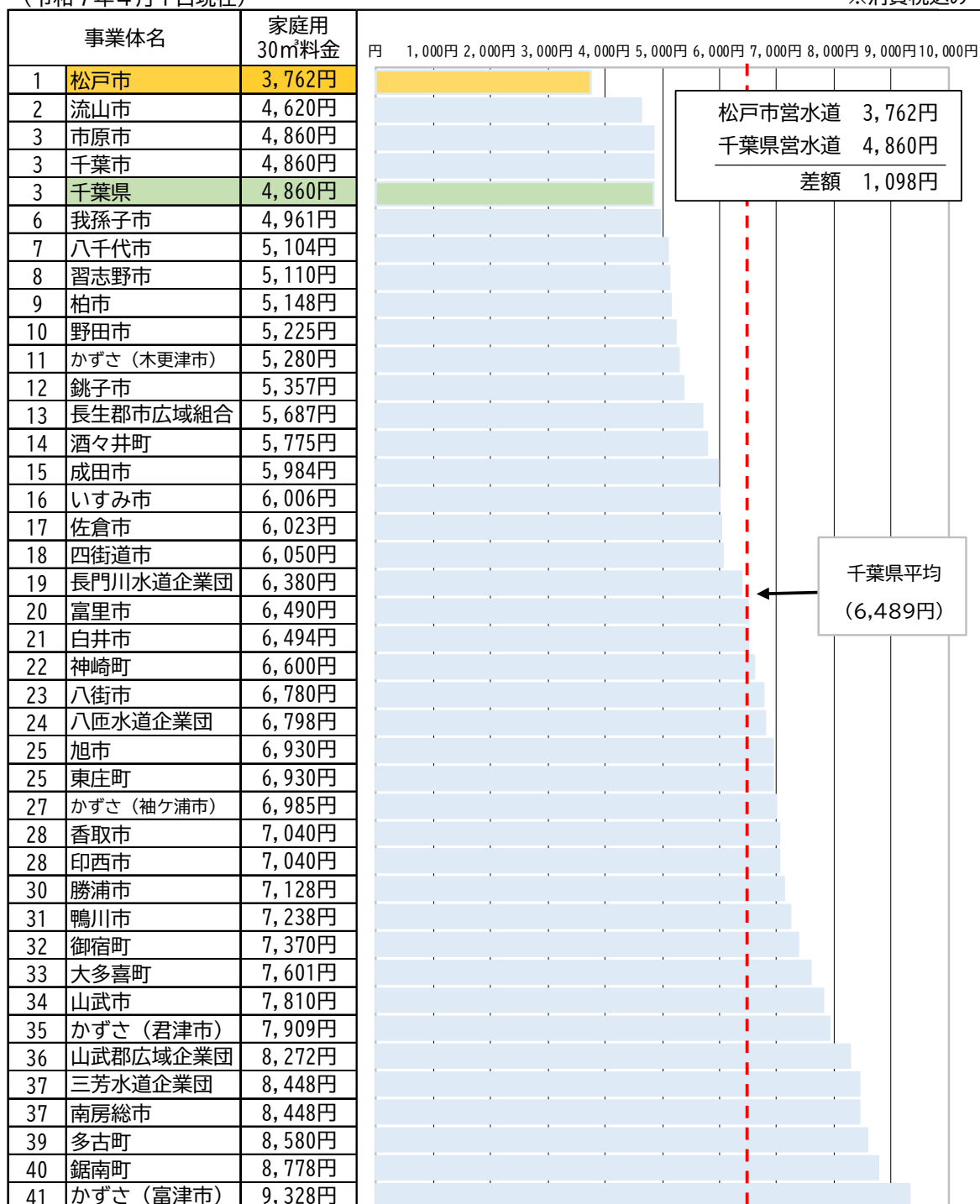
(3) 千葉県内水道料金比較

下のグラフは、県内全ての事業体について、一般的な口径20mm、平均的な使用量（2カ月で30m³）を使用した場合で比較したものです。

グラフ16

(令和7年4月1日現在)

※消費税込み



3. 水道料金の改定ポイントについて

(1)ポイント1 料金体系について

料金体系には、用途別料金体系と口径別料金体系の二つの体系があります。

松戸市営水道では、創設当初から用途別料金体系を採用してきました。

用途別料金体系とは、その使用用途に着目して、生活水の低廉化を図る一方、営業用などは基本料金に差を設けるものです。

しかしながら、用途別料金体系は全国的に減少傾向にあります。用途別料金体系が減少してきた理由として、用途によって水道の原価が異なるわけではないことや、負担能力といってもさまざまな見方があり、合理的な用途区分が困難である点があげられます。松戸市営水道における用途別料金体系は、一般用と公衆浴場用の2本立てとなっていますが、1軒の公衆浴場を除けば、基本料金部分に関しては、料金格差のない均一料金といえます。

これに対し、全国の水道事業体の多くは、口径別料金体系を採用しています。この口径別料金体系とは、使用者の水道メーターの口径の大きさに応じて料金を設定するものです。水道施設の規模は、平均的に使われる水の量ではなく、最も多く使われるときの水の量で決まります。大きな水道メーターをつけている使用者は、一度に多くの水を使うことができることから、水道施設の費用を多く負担すべきという考え方です。市内の約85%に給水している県水は口径別料金体系を採用していることから、県水と比較すると、大口径になるほど料金の差が出てきます。そこで、多くの水道事業体が採用している口径別料金体系に見直すべきか検討いたしました。口径別料金体系を採用した場合にも問題点はあります。それは、昭和30年始めに建てられた常盤平団地についてです。

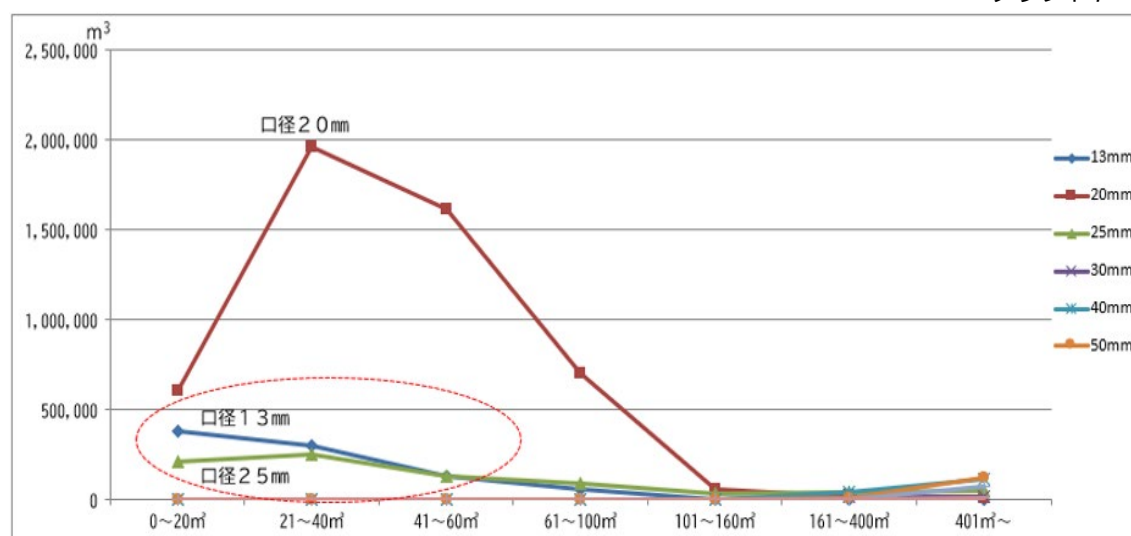
常盤平団地では、トイレのタンクを無くし、レバーを引くと直結給水の

水圧により洗浄するフラッシュバルブ式を採用していることから、口径25mmの水道メーターを使用しています。現地調査をしたところ、水栓数（蛇口の数）は6栓から7栓のところが多く、この栓数であれば、松戸市給水装置工事施行基準では口径20mmの水道メーターを取り付けることとなりますが、この給水用具は1回に出る水量が多いことから、松戸市給水装置工事施行基準にも日本水道協会発行の水道施設設計指針にも25mm以上の口径を使用することとしています。このような事情は、約5,000戸ある常盤平団地の約85%の戸数が該当します。また、フラッシュバルブ式を採用することには次のようなメリットが考えられます。直結給水であることから受水槽がないため、維持管理費が発生しないこと、飲用する水も衛生的であること、一度にたくさんの水を使用することができることなどが挙げられます。

しかしながら、常盤平団地は普通の一般家庭であり、一般的な口径20mmの水道メーターの使用量と比較して、決して多いとは言えません。水道料金の改定に係ることでもありますので、この特殊事情に対する対応については、慎重に検討しなければなりません。

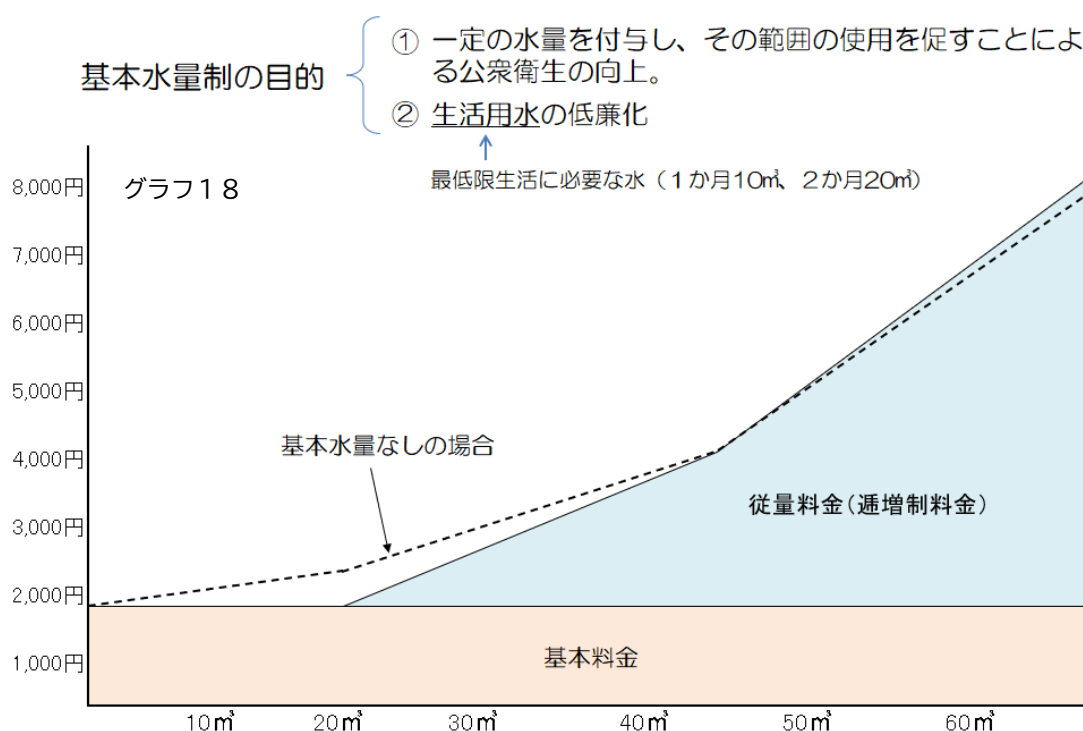
下のグラフは、口径別にどの水量区分の使用量が多いのかを調べたもので、口径25mmの水道メーターの使用水量は、口径13mmのメーターの使用水量と似ており、決して多いとは言えません。

グラフ17



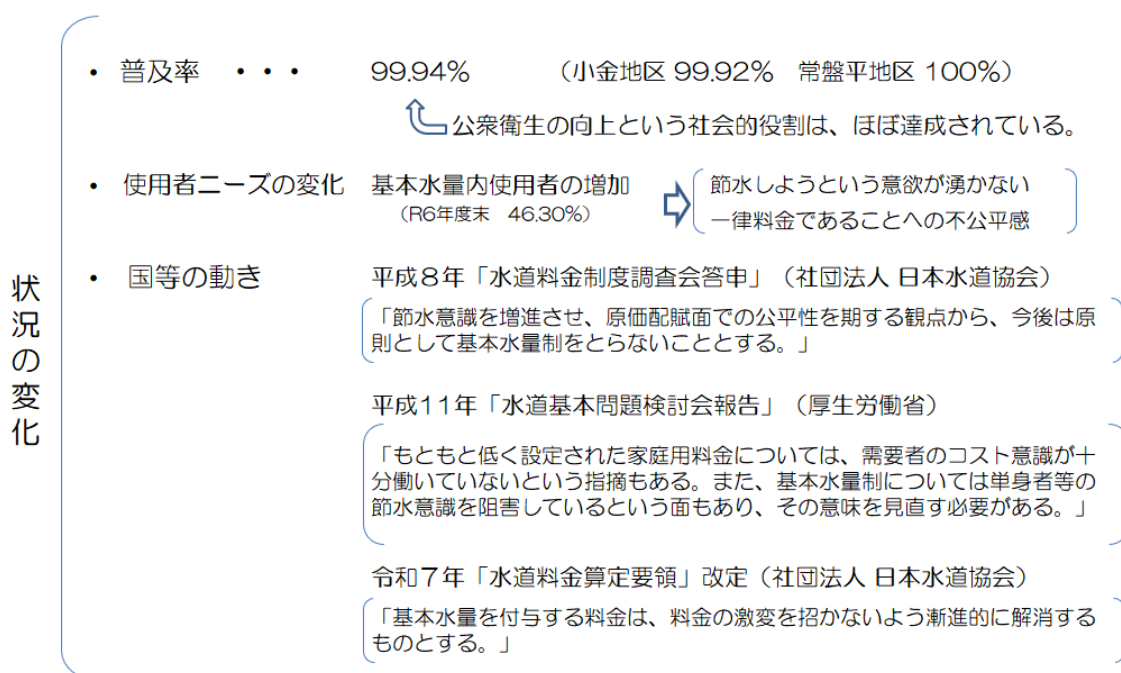
(2)ポイント2 基本水量制について

基本水量制の目的ですが、一つは一定の水量を付与し、その範囲内の使用を促すことによる公衆衛生の向上です。そしてもう一つが生活用水の低廉化です。最低限生活に必要な水量として、1か月10m³、2か月で20m³までは従量料金を頂かないというものです。



しかしながら、水道の普及率は99.94%と概ね普及しており、公衆衛生の向上という社会的役割はほぼ達成されております。使用者ニーズの変化としては、基本水量内使用者が増加傾向にありますが、基本水量があることで「節水しようという意欲が湧かない」、「一律料金であることへの不公平感」といった意見がございます。また、国等の動きとして、平成8年「水道料金制度調査会答申」では「節水意識を増進させ、原価配賦面での公平性を期する観点から、今後は原則として基本水量制をとらないこととする」、平成11年「水道基本問題検討会報告」では「もともと低く設定された家庭用料金に

については、需要者のコスト意識が十分働いていないという指摘もある。また、基本水量制については単身者等の節水意識を阻害しているという面もあり、その意味を見直す必要がある」、令和7年「水道料金算定要領」では「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとする」となっています。



基本水量内使用者が46.3%まで増加してきていることを考えると、県営水道と同様に、使用水量に応じた料金を頂いた方が良いのではないかと考えます。

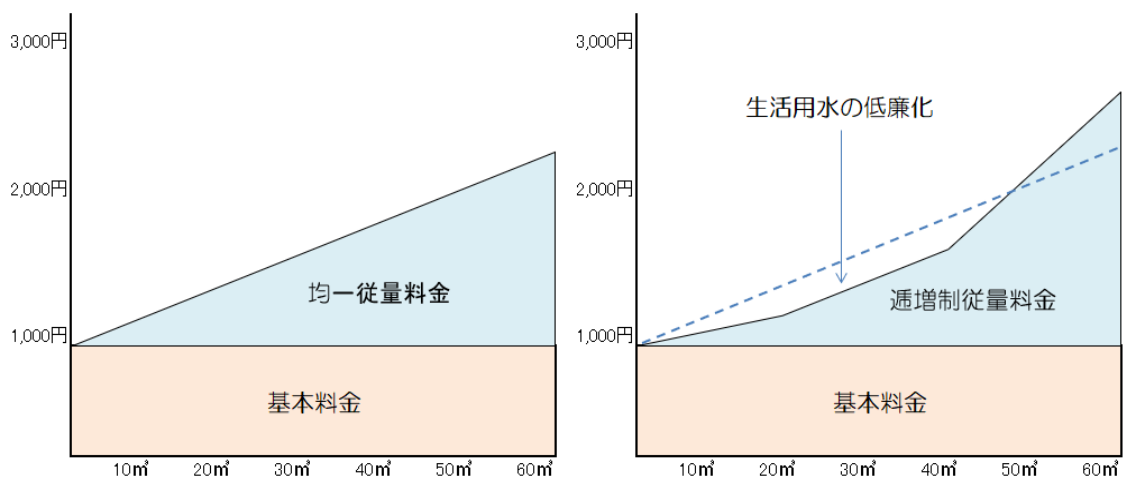
(3)ポイント3 従量料金について

水道料金算定要領では、「従量料金は均一料金制が原則である」とされています。これは1 m³当たりの料金は均しくあるべきとの考え方からです。

しかしながら、均一料金制では最も使用水量の多いところの料金が急激に上がる事となるため、多くの水道事業体で逡増制が採用されています。松

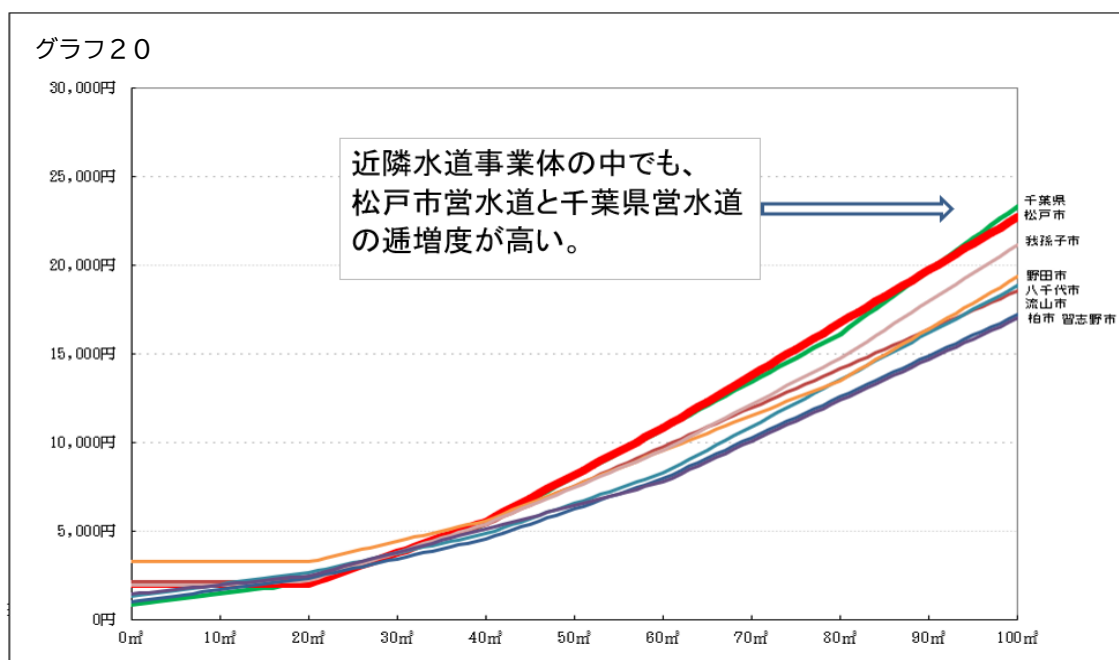
戸市営水道においても、昭和51年から生活水の低廉化のために大口需要者が、小口需要者のコストの一部を負担する逦増制従量料金を採用してきました。

グラフ19



下のグラフは、近隣水道事業体の水道料金の比較ですが、近隣水道事業体の中でも、市営水道と県営水道の逦増度が高いことが分かります。

近隣水道事業体の水道料金比較（口径13mm）



松戸市営水道エリアは、小口径が大部分を占めるため、生活水の低廉化を図るとはいえ、大口需要者にばかり負担を強いるのにも限界があります。また、「水の使用実態の変化」として基本水量内使用者が増え、大口使用者の使用水量が減少傾向にあります。生活用水部分の単価を低く抑えた分を大口使用者から回収しきれなくなっているのです。そこで、従量料金の設定には、原価主義に基づく受益者負担の原則を徹底し、少量使用者にもコストに見合った負担を求めたいところです。しかしながら、基本水量制を見直すことによって、急激な負担増とならないよう配慮する必要があることから、現行の逡増制従量料金は維持するとともに、県水とのバランスを考えながら従量料金の設定を行うのが良いのではないかと考えます。

4. 水道料金の改定にかかる意見

(1) 用途別料金体系の維持

市営水道の大きな特徴として、常盤平団地の大部分で口径25mmの水道メーターが使われていることがあげられます。一般家庭で使用される口径20mmと比べてメリットはあるものの、その使用形態は口径13mmの使用水量と似ており、決して多いとは言えません。また、口径別料金体系を採用した場合、一般家庭でありながら基本料金が高くなるため、何らかの配慮が必要と考えます。例えば口径20mmと口径25mmを同額とする案も考えられますが、団地再生のタイミングで変える方が良いのではないかという結論に至り、現段階では用途別料金体系を維持すべきと考えます。ただし、将来的には口径別に変えるべきとの意見が多く、次回、料金改定を行う際には、口径別料金体系を採用すべきであると考えます。

(2) 基本水量制（1か月10m³）の維持

基本水量制の目的のひとつである公衆衛生の向上については、概ね達成されていますが、もう一つの目的である生活用水の低廉化という側面は残っています。基本水量内使用者が増加傾向にあり、大口需要者が減少傾向にあることを考えれば、県水と同様に基本水量制を廃止することにより、経営の安定化を図ることも重要であると考えますが、いきなり基本水量制を廃止すれば、基本水量内使用者の負担感が大きくなると思われます。そこで「現行の1か月10m³から1か月5m³に見直しても良いのではないか」という案も検討しましたが、物価の高騰などにより、市民生活が厳しい状況にあることを重視し、引き続き1か月10m³の基本水量制を維持すべきと考えます。

(3) 逓増制従量料金の維持

「水の使用実態の変化」として基本水量内使用者が増え、大口使用者の使用水量が減少傾向にあり、生活用水部分の単価を低く抑えた分を大口使用者から回収しきれなくなっています。

そこで、従量料金の設定には、原価主義に基づく受益者負担の原則を徹底し、少量使用者にもコストに見合った負担を求めたいところですが、急激な負担増とならないよう配慮する必要があることから、引き続き逓増制従量料金を維持すべきと考えます。

(4) 2段階での料金改定

水道事業新基本計画期間である令和18年度まで黒字とするために、年間約3億円の給水収益の増、料金改定率にして平均26.6%まで引き上げたいところですが、これまで30年間料金改定を行っていないことを考えると、利用者の負担感はかなり大きいのではないかと考えられます。よって、年間約2億円の給水収益の増、料金改定率にして平均17.7%まで引き上げ、その後再び赤字に転じる頃に、もう1段階引き上げる2段階での料金改定にすべきと考えます。

(5) 公衆浴場用料金の維持

現在、松戸市営水道の給水区域内に公衆浴場は1軒あるのみとなりました。

公衆浴場用料金につきましては、基本水量制を採用しており1か月100m³までを基本水量として、超過料金については一般用の料金よりも安い単価を採用しています。現在の公衆浴場用料金は、1か月100m³までが税抜き3,000円、超過料金が1m³につき税抜き50円となっていますが、昭和55年に見直された後、これまで据え置かれてきました。

公衆浴場の入浴料金は、物価統制令によって都道府県により上限額が設定されており、燃料費等の高騰により悪化した経営状況の改善を図るため、令和5年12月1日に入浴料金が改定されましたが、大人料金を20円引き上げただけにとどまりました。

県により入浴料金が決められていることから、当該制度を維持することとし、引き続き、現行料金を維持すべきと考えます。

（６）特別給水用料金の維持

特別給水用料金とは、主に道路清掃などで一時的に水道を使用する場合の料金のことで、基本料金がかからない代わりに、使用水量1 m³あたりの単価を、従量料金の最高単価と同額に設定してきました。

今後も、引き続き当該制度を維持することとし、料金改定後の単価は従量料金の最高単価と同額にすべきと考えます。

5. (新) 水道料金の試算

水道料金の改定にかかる意見に基づき、(新) 水道料金を試算すると次のとおりとなります。

(消費税込み)

給水装置	用途	料金(1か月につき)			
		基本料金		超過料金	
		基本水量	料金	超過水量	料金
専用給水装置	一般用	10立法メートル	1,155円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	1立方メートルにつき220円
				20立方メートルを超え 30立方メートルまで	1立方メートルにつき313.5円
				30立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルにつき341円
				50立方メートルを超え 80立方メートルまで	1立方メートルにつき407円
				80立方メートルを超え 200立方メートルまで	1立方メートルにつき451円
				200立方メートルを 超える分	1立方メートルにつき495円
	公衆浴場用	100立法メートル	3,300円	100立方メートルを超える1立方メートルにつき55円	

備考

- 1 使用水量が基本水量に達しない場合は、基本料金とする。
- 2 特別給水用料金については、使用水量1立法メートルにつき495円とする。

松戸市営水道（新）水道料金 早見表（２ヶ月分料金：消費税10%込）

使用水量 (㎡)	使用料 (円)	使用水量 (㎡)	使用料 (円)	使用水量 (㎡)	使用料 (円)	使用水量 (㎡)	使用料 (円)	使用水量 (㎡)	使用料 (円)
20以下	2,310	71	16,731	122	35,574	173	56,903	224	79,904
21	2,530	72	17,072	123	35,981	174	57,354	225	80,355
22	2,750	73	17,413	124	36,388	175	57,805	226	80,806
23	2,970	74	17,754	125	36,795	176	58,256	227	81,257
24	3,190	75	18,095	126	37,202	177	58,707	228	81,708
25	3,410	76	18,436	127	37,609	178	59,158	229	82,159
26	3,630	77	18,777	128	38,016	179	59,609	230	82,610
27	3,850	78	19,118	129	38,423	180	60,060	231	83,061
28	4,070	79	19,459	130	38,830	181	60,511	232	83,512
29	4,290	80	19,800	131	39,237	182	60,962	233	83,963
30	4,510	81	20,141	132	39,644	183	61,413	234	84,414
31	4,730	82	20,482	133	40,051	184	61,864	235	84,865
32	4,950	83	20,823	134	40,458	185	62,315	236	85,316
33	5,170	84	21,164	135	40,865	186	62,766	237	85,767
34	5,390	85	21,505	136	41,272	187	63,217	238	86,218
35	5,610	86	21,846	137	41,679	188	63,668	239	86,669
36	5,830	87	22,187	138	42,086	189	64,119	240	87,120
37	6,050	88	22,528	139	42,493	190	64,570	241	87,571
38	6,270	89	22,869	140	42,900	191	65,021	242	88,022
39	6,490	90	23,210	141	43,307	192	65,472	243	88,473
40	6,710	91	23,551	142	43,714	193	65,923	244	88,924
41	7,023	92	23,892	143	44,121	194	66,374	245	89,375
42	7,336	93	24,233	144	44,528	195	66,825	246	89,826
43	7,650	94	24,574	145	44,935	196	67,276	247	90,277
44	7,964	95	24,915	146	45,342	197	67,727	248	90,728
45	8,277	96	25,256	147	45,749	198	68,178	249	91,179
46	8,590	97	25,597	148	46,156	199	68,629	250	91,630
47	8,904	98	25,938	149	46,563	200	69,080	251	92,081
48	9,218	99	26,279	150	46,970	201	69,531	252	92,532
49	9,531	100	26,620	151	47,377	202	69,982	253	92,983
50	9,844	101	27,027	152	47,784	203	70,433	254	93,434
51	10,158	102	27,434	153	48,191	204	70,884	255	93,885
52	10,472	103	27,841	154	48,598	205	71,335	256	94,336
53	10,785	104	28,248	155	49,005	206	71,786	257	94,787
54	11,098	105	28,655	156	49,412	207	72,237	258	95,238
55	11,412	106	29,062	157	49,819	208	72,688	259	95,689
56	11,726	107	29,469	158	50,226	209	73,139	260	96,140
57	12,039	108	29,876	159	50,633	210	73,590	261	96,591
58	12,352	109	30,283	160	51,040	211	74,041	262	97,042
59	12,666	110	30,690	161	51,491	212	74,492	263	97,493
60	12,980	111	31,097	162	51,942	213	74,943	264	97,944
61	13,321	112	31,504	163	52,393	214	75,394	265	98,395
62	13,662	113	31,911	164	52,844	215	75,845	266	98,846
63	14,003	114	32,318	165	53,295	216	76,296	267	99,297
64	14,344	115	32,725	166	53,746	217	76,747	268	99,748
65	14,685	116	33,132	167	54,197	218	77,198	269	100,199
66	15,026	117	33,539	168	54,648	219	77,649	270	100,650
67	15,367	118	33,946	169	55,099	220	78,100	271	101,101
68	15,708	119	34,353	170	55,550	221	78,551	272	101,552
69	16,049	120	34,760	171	56,001	222	79,002	273	102,003
70	16,390	121	35,167	172	56,452	223	79,453	274	102,454

松戸市（新）水道料金 早見表（2ヶ月分料金：消費税10%込）

使用水量 (㎡)	使用料 (円)	使用水量 (㎡)	使用料 (円)	使用水量 (㎡)	使用料 (円)	使用水量 (㎡)	使用料 (円)	使用水量 (㎡)	使用料 (円)
275	102,905	326	125,906	377	148,907	428	173,140	479	198,385
276	103,356	327	126,357	378	149,358	429	173,635	480	198,880
277	103,807	328	126,808	379	149,809	430	174,130	481	199,375
278	104,258	329	127,259	380	150,260	431	174,625	482	199,870
279	104,709	330	127,710	381	150,711	432	175,120	483	200,365
280	105,160	331	128,161	382	151,162	433	175,615	484	200,860
281	105,611	332	128,612	383	151,613	434	176,110	485	201,355
282	106,062	333	129,063	384	152,064	435	176,605	486	201,850
283	106,513	334	129,514	385	152,515	436	177,100	487	202,345
284	106,964	335	129,965	386	152,966	437	177,595	488	202,840
285	107,415	336	130,416	387	153,417	438	178,090	489	203,335
286	107,866	337	130,867	388	153,868	439	178,585	490	203,830
287	108,317	338	131,318	389	154,319	440	179,080	491	204,325
288	108,768	339	131,769	390	154,770	441	179,575	492	204,820
289	109,219	340	132,220	391	155,221	442	180,070	493	205,315
290	109,670	341	132,671	392	155,672	443	180,565	494	205,810
291	110,121	342	133,122	393	156,123	444	181,060	495	206,305
292	110,572	343	133,573	394	156,574	445	181,555	496	206,800
293	111,023	344	134,024	395	157,025	446	182,050	497	207,295
294	111,474	345	134,475	396	157,476	447	182,545	498	207,790
295	111,925	346	134,926	397	157,927	448	183,040	499	208,285
296	112,376	347	135,377	398	158,378	449	183,535	500	208,780
297	112,827	348	135,828	399	158,829	450	184,030	600	258,280
298	113,278	349	136,279	400	159,280	451	184,525	700	307,780
299	113,729	350	136,730	401	159,775	452	185,020	800	357,280
300	114,180	351	137,181	402	160,270	453	185,515	900	406,780
301	114,631	352	137,632	403	160,765	454	186,010	1,000	456,280
302	115,082	353	138,083	404	161,260	455	186,505	1,100	505,780
303	115,533	354	138,534	405	161,755	456	187,000	1,200	555,280
304	115,984	355	138,985	406	162,250	457	187,495	1,300	604,780
305	116,435	356	139,436	407	162,745	458	187,990	1,400	654,280
306	116,886	357	139,887	408	163,240	459	188,485	1,500	703,780
307	117,337	358	140,338	409	163,735	460	188,980	1,600	753,280
308	117,788	359	140,789	410	164,230	461	189,475	1,700	802,780
309	118,239	360	141,240	411	164,725	462	189,970	1,800	852,280
310	118,690	361	141,691	412	165,220	463	190,465	1,900	901,780
311	119,141	362	142,142	413	165,715	464	190,960	2,000	951,280
312	119,592	363	142,593	414	166,210	465	191,455		
313	120,043	364	143,044	415	166,705	466	191,950		
314	120,494	365	143,495	416	167,200	467	192,445		
315	120,945	366	143,946	417	167,695	468	192,940		
316	121,396	367	144,397	418	168,190	469	193,435		
317	121,847	368	144,848	419	168,685	470	193,930		
318	122,298	369	145,299	420	169,180	471	194,425		
319	122,749	370	145,750	421	169,675	472	194,920		
320	123,200	371	146,201	422	170,170	473	195,415		
321	123,651	372	146,652	423	170,665	474	195,910		
322	124,102	373	147,103	424	171,160	475	196,405		
323	124,553	374	147,554	425	171,655	476	196,900		
324	125,004	375	148,005	426	172,150	477	197,395		
325	125,455	376	148,456	427	172,645	478	197,890		

諮 問 書



松 政 推 第 3 8 号

令和 7年 7月28日

松戸市水道事業運営審議会

会長 大塚 哲也 様

松戸市長 松戸 隆政



水道料金の改定について(諮問)

松戸市水道事業運営審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記事項について
諮問いたしますので、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

水道料金の改定について

2. 諮問の趣旨

水需要が減少傾向にある中、物価の高騰や労務単価の上昇、エネルギー価格
の高騰に伴い費用は増加傾向にあるなど、水道事業を取り巻く環境は大変厳
しい状況にあります。また、水道施設の更新や管路の耐震性を強化・加速して
いくための財源を確保するため、水道料金の引上げを図る必要があります。

そこで、将来にわたり、安定して水道水を提供できるよう、適正な料金水準、
あるべき料金体系等について、貴審議会の意見を求めるものです。

以上

松戸市水道事業運営審議会委員名簿

役 職	氏 名	職 名
会 長	大 塚 哲 也	学識経験者／流通経済大学法学部准教授
副会長	後 藤 淳 子	学識経験者／元松戸市消費者の会会長・千葉県水道事業運営審議会委員
委 員	川 村 絹 慧	学識経験者／元松戸市教育委員会委員
委 員	土 屋 晴 行	学識経験者／公認会計士・中小企業診断士
委 員	麻 木 逸 夫	小金地区受益者代表／大金平二丁目町会長
委 員	大 木 賢	常盤平団地地区受益者代表／常盤平団地自治会長
委 員	元 村 孝 臣	新松戸・横須賀地区受益者代表
委 員	舟 山 雅 康	常盤平地区受益者代表／常盤平四丁目町会長

松戸市水道事業運営審議会審議経過

審議会	開 催 日	審 議 内 容
諮 問	令和7年7月28日	市長による諮問書手交式
第1回	令和7年8月6日	水の使用実態の変化について 料金体系について 水道料金の比較について 水道料金改定のポイント
第2回	令和7年8月13日	水道料金の試算結果について
第3回	令和7年8月27日	水道料金の試算結果について
第4回	令和7年9月17日	基本水量制について 公衆浴場用料金について 特別給水用料金について
第5回	令和7年10月6日	答申書（案）について
答 申	令和7年 月 日	市長への答申書手交式